

特許庁委託事業

知的財産権侵害品に対する  
エジプトの水際措置に関する調査

2016年12月

独立行政法人 日本貿易振興機構

ドバイ事務所

知的財産権部

---

## 目次

---

### 本報告書の構成

1) 序文.....	3
2) エジプトの外国貿易及び主要貿易港の状況と概要.....	5
3) 水際措置に関連する知的財産権法及び規則.....	15
4) 国境管理に関連する政府当局.....	21
5) 司法機関及び裁判所.....	27
6) エジプトの輸出入の相手国.....	30
7) 模倣品に関する捜査と情報収集.....	31
8) 模倣品の差止.....	32
9) 差止手続.....	35
10) 訴訟.....	45
11) 税関の知的財産権（商標など）の登録制度.....	64
12) 輸出入管理公団（GOEIC）による輸入品情報登録に関する新 規則.....	65
13) 水際措置に関連する政府機関の連絡先.....	75
14) 参考.....	78

## 1) 序文

エジプトの市場は当該地域でも市場が大きい国の 1 つとして知られている。人口は 1 億人近くで、多数の国際企業、国内企業及び事業体により、エジプトは中東及び北アフリカで最大の市場とみなされている。

国内市場の経済的価値の重要性が高まる中で、知的財産に関する権利、権利行使及び保護に関する実際的なメカニズムの構築が必要となっている。知的財産の所有者は商標権について重視しているものの、知的財産権には他にも著作権、特許権、工業意匠権、営業秘密、植物育成者権などがある。

エジプトの商標実務では一般的にその権利化（すなわち申請と登録）と、侵害及び模倣対策としてのブランドの権利行使が中心である。取引、ブランド構築に関する助言、所有権に関する紛争などの他の分野は引き続きブランド所有者の中核分野であるが、知財保護業務の大半は権利化と権利行使に関連している。本書は、ブランド所有者がエジプトで自己のブランドを保護し、権利行使手続を開始するときに生じる手続、選択肢、時間的要件及び課題の概要を記述したものである。

知財保護は、現地の商標局から正式な認定を受けて権利を獲得することから始まる。これは、権利の帰属を主張し又は権利行使を開始しようとする場合の前提条件でもある。エジプトでの商標登録は典型的な手続、すなわち、申請、審査、公告、登録により行われる。登録手続の代表的所要期間は 12 ヶ月から 24 ヶ月で、ブランド所有者に生じる手数料及び経費は比較的少ない。ブランド所有者は現地代理人を通じて手続を行わなければな

らず、下記の情報と文書を提出しなければならない。

1. エジプト領事館で認証された委任状
2. 優先権が主張される場合には、政府当局の認証を受けた優先権書類の写し。
3. 定款の写し。これには、申請者の会社の法主体としての種類（有限責任会社、株式会社など）及び同社の設立準拠法の国を記載しなければならない。
4. 各商品・役務区分について、商標を印刷したもの
5. 申請対象の商品及び役務のリスト。第35類を除き、クラスの分類見出し（class heading）のみを指定して出願することができる。

ブランド所有者は、登録及び/又は使用に先立ち、先行商標調査を実施することが常に推奨される。エジプトでの商標登録には使用の証拠は不要であるが、ブランド所有者は、ブランドの登録又は商用利用に先立って前記の先行商標調査を実施すべきである。かかる調査の所要期間は平均 10～14 営業日である。

実務では、エジプト商標局は専門の審査官とシステムを配置しており、同局はエジプトでも最も信頼性が高い官公庁の1つとされている。

出願人にはさまざまな問題が生じる場合があり、例えば、予期しない拒絶理由通知、権利の部分放棄の要請などがある。従って、商標所有者は、ブランド化の段階で現地の知財弁護士と協議し、選択によって生じうる結果を理解し、また、登録手続の順調な進行を確保すべきである。

## 2) エジプトの外国貿易及び主要貿易港の状況と概要

エジプト・アラブ共和国は世界貿易機構（WTO）に加盟しているほか、1995年1月5日の「多角的貿易交渉に関するウルグアイ・ラウンド最終合意文書」に含まれる合意文書にも署名している。エジプトによるこれらの合意文書の受諾に関する大統領命令 1995年第72号が出されている。その後、省令 1995年第381号が出され、これに基づいて「国際貿易政策中央省」(CD/ITP)が設立された。

かかる加盟により、エジプトは、外国貿易を自由化し、また、各国による輸入制限又は国内産業保護のための行政上・数量的な制限の実施を制約する国際的な WTO 規則を適用することを誓約した。これらの協定は自由競争に適用されるルールを定めている。

これらの協定にはまた、公正な競争に影響を及ぼす国際貿易の不公正な慣行から国内産業を保護するために認められるメカニズムも含まれている。こうしたメカニズムの代表例は、ダンピング、セーフガード及び輸入数量に関する政策である。

世界貿易機構には、国際貿易の不公正慣行防止の方法と手続を規定する3つの協定が存在する。「アンチダンピング協定」、「補助金及び相殺措置に関する協定」、そして「セーフガード協定」である。

これらの協定は国内産業にとって極めて重要である。これらは、世界貿易機構の下で国内産業を保護する唯一の手段として、ダンピング、補助金

の慣行、輸入の大幅増大の防止措置となるためである。

これらの協定がエジプトの法律の一部となり、国内でかかる協定を実施するために、新しい官庁が設置された。これが国際貿易政策局（アンチダンピング・補助金・セーフガード局）である。

上記協定を実施するにあたって同局の独立性と地位を確保し、また、関係者（関係国の政府に加えて、国内生産者、輸入業者、輸出業者、エジプトの消費者）に対して客観性をもって対応するためには、技術・法律上の特別な専門知識が必要である。このため、同局の設置はきわめて重要であった。

ダンピング、補助金、輸入の大幅増大に対応するためのこれらの規則の実施は、国際社会にとっては目新しいことではない。これらの規則は多くの国で以前から実施されている。エジプトがこれらの規則の実施を開始したのは、1998年6月11日、「国際貿易の不公正慣行の有害効果からの国家経済保護」に関する1998年法律第161号の制定による。かかる法律に基づく規則は1998年10月24日付の省令1998年第549号で定められ、1998年10月24日付官報第241号（補遺）で公布された。

## エジプトと日本の経済関係

エジプト・日本の経済及び商業協力は、エジプト開発促進に関する複数の協定により構成されている。この協力には、特に以下のものが挙げられる。

### 2か国間協定

- ・ 文化協定（1957年）
- ・ 貿易支払取極（1958年）
- ・ 航空業務に関する日本国とアラブ連合共和国との間の協定（1963年）
- ・ 「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とエジプト・アラブ共和国との間の条約」
- ・ 「投資の奨励及び相互保護に関する日本国とエジプト・アラブ共和国との間の協定」（1977年署名）
- ・ 技術協力に関する日本国政府とエジプト・アラブ共和国政府との間の協定（1984年署名）
- ・ 青年海外協力隊派遣取極（1995年）
- ・ 共同コミュニケ「よりよい将来に向けてのパートナーシップ」（1995年）
- ・ 政治及び経済の協議のための2つの委員会を設立する共同覚書
- ・ エジプト・日本・パートナーシップ・プログラム

## エジプトの主要貿易港

エジプトには商業港と特別港が存在する。

### a) 商業港

Alexandria 港（港 ID 番号（ISPS コード）14726 受諾日 2004 年 6 月 17 日）

El-Dekheila 港（港 ID 番号（ISPS コード）17350 承認日 2004 年 6 月 17 日）

Damietta 港（港 ID 番号（ISPS コード） 17373 承認日 2009 年 9 月 11 日）

PortSaid 港（港 ID 番号（ISPS コード） 040009 承認日 2004 年 1 月 17 日）

東ポートサイド港

Arish 港（港 ID 番号（ISPS コード） 085705 承認日 2004 年 9 月 16 日）

Suez 港（港 ID 番号（ISPS コード） 14928 承認日 2004 年 6 月 24 日）

石油ドック港

Adabiya 港（港 ID 番号（ISPS コード） 14689 承認日 2004 年 6 月 24 日）

Sokhna 港（ID 番号 219475 承認日 2004 年 7 月 8 日）

Nuwaiba 港

AL-Tour 港

Sharm El Sheikh 港

Hurghada 港

Safaga 港（港 ID 番号（ISPS コード） 17891 受諾日 2009 年 8 月 24 日）

## b) 特別港

特別港は下記の通り。

### ➤ 鉱物港

Abu Zenimah 港

Hamrawein 港

Abu Ghosoun 港

Al Qusayr 港

Abu Tartour 港 (Safaga 鈹物港)

EL Masriyeen 港 (Safaga 鈹物港)

➤ 石油港

Ras Gharib 港

Wadi Feiran - abu redeis - el nazazat 港

Ras Shukeir 港

Ras Sidr 港

El Hamra 港

Mersa Badran 港

Gabal Elzeit 港

Elzeit East 港

El Maadiya 港

ELNG 港

Elzeit Gulf 港

➤ 観光港

Port Ghalib 港

Taba Heights Marina 港

Gonnah 港

Hurghada 港

Dome Valley Marina 港

➤ 漁港

PortSaid 漁港

Elmaadiya Strait 港

Attaka 漁港

New El Brols 港

Hurghada 港

Al Tour 港

## エジプトの主要貿易港の概要

## アレクサンドリア (Alexandria) 港

アレクサンドリア港は地中海で最大級かつ最重要港の一つとされている。また、最古の港の一つでもあり、紀元前 2000 年ごろに築造されている。アレクサンドリア港は要衝地にあるため、アレクサンドリア港湾局 (APA) によれば、エジプトの貿易のほぼ 60% を取り扱っている。

アレクサンドリア港は、地中海とエジプト、アレクサンドリアのマリオート湖の間のナイル・デルタの西端にある。アレクサンドリアはエジプト第 2 の都市であり、主要港でもある。アレクサンドリア港には 2 つの停泊地 (東湾と西湾) があり、T 字型の半島で区切られている。東湾は浅く、大型船は航行できない。西湾は商船が使用している。西湾には 2 つの防波堤がある。

アレクサンドリア港は、この地域で最も優れているとされる。この港が持つ利点をいくつか挙げる。第 1 の利点は、世界の中心に位置していることである。アフリカ諸国は、この港を通して、世界の中心にも中央アジア、南アジア諸国に到達することができる。この港は、地理的位置上、低価格での貿易に適している。第 2 の利点は通関料 (duty fees) がかからず基本的手数料のみで済むことである。第 3 の利点は、不凍港であるため通年使用できることである。最後に、大都市圏のすぐそばにあることが挙げられる。このことは複数のメリットをもたらす。港での保管も可能である。企業は、事業発展のために有利な選択肢を求めるようになっている。

アレクサンドリア港湾局は、アフリカで最初に通関料無料の仕組み (duty free trade option) を導入した港湾局である。

以上のように、アレクサンドリア港は継続的貿易のためには最適な港と言えよう。

### ディケーラ (El-Dekheila) 港

エルディケーラはアレクサンドリアの 7km 西にあり、アレクサンドリアの補助港の役割を果たしている。ディケーラ港は、1986 年、アレクサンドリア港のコンテナ取扱量の増大とアレクサンドリア西三角州での産業とフリー・ゾーンの発展を受けて建設された。港はエルディケーラ鉄鋼工業団地、フリー・ゾーン、西アレクサンドリア発電所からも近い。

### ポートサイド (PortSaid) 港

ポートサイド港はスエズ湾の北口にある。立地にすぐれ、スエズ運河を介した東洋とヨーロッパの海上通商の要衝にあることからエジプトの主要港の1つであり、世界で最も繁多な積替港である。

ポートサイド港が建設されたのは 1859 年のことであったが、その後次第に拡張され、1973 年の第四次中東戦争後は多数の船舶が利用するようになり、エジプト政府は港での業務の遅れや混雑のため多額の違約金が大幅に増えた。1975 年、アンワール・エル・サダト大統領は開放政策を定めた。ポートサイドは改修され、免税工業区域が開設され、新しい建物が建設された。その結果、同港は飛躍的発展を遂げた。現在は世界的な高い競争力を持っている。

ポートサイド東港には近代的で新しいスエズ運河コンテナ・ターミナルがある。

ポートサイド港湾局(PSPA) はエジプトの政府機関でスエズ運河北口にある地中海に面したポートサイド付近の港湾施設の管理、規制、開発を担当している。ポートサイドの主要区域には下記がある。

- ポートサイド西港
- ポートサイド東港
- エル・アリーシュ (Arish) 港

### ダミエッタ (Damietta) 港

ダミエッタ港はエジプト最古の港の 1 つである。原型はファラオ時代以来まで遡る。フランス軍がダミエッタでファラオの遺跡を発見し、(ルーブル) 博物館に運搬している。

新ダミエッタ港の建設は 1982 年 5 月に始まった。新港が最初に使用されたのは 1982 年 10 月 28 日、3,400 トンのシート・パイルを積んだ船がフランスのサン・リュイから到着したときであった。

エジプトのダミエッタ港は Ras El-Bar 西方のナイル川ダミエッタ支流の西 8.5 km のところにある。ポートサイドからの距離は 70 km である。港湾施設は 11.8 km<sup>2</sup> である。港の境界は東西の外防波堤を結ぶ仮想線である。

ダミエッタ港湾局は、エジプト運輸省がその地の利を活かして近年行ってきた港湾開発の最前線にある。同港はスエズ運河北口から約 23 海里にあり、このことはスエズ運河を航行するすべての船舶にとってのメリットである。ダミエッタ港は、エジプト第 1 の商業港となる潜在力を持っている。多数ある利点の 1 つは自動化システムであり、これは国家経済に大きく資するであろう。

## ソクナ (Sokhna) 港

エジプトのコンテナ取扱会社 (The Egyptian Container Handling Company、ECHCO)は、1998年にADABYA港に設立された。1999年の中頃、ECHCOは名称をSokhna Port Development Company (SPDC)に変更し、north el Sokhnaの港湾の25年運営契約をエジプト政府と締結した。

2002年10月、同港は商用運用を開始し、エジプト初の完全民営港となった。水深があり、カイロやスエズ特別経済区 (SSEZ) を航行するポスト・パナマックス型船舶にも対応可能である。2008年にソクナ港はDP world (ドバイ・ポーツ・ワールド) の傘下となり、DP worldの名称にて世界各地で運営されている港の1つとなった。

DP Worldはコンテナ、バルクその他のターミナル貨物を効率的に管理することで顧客サプライ・チェーンを強化することを目指しており、港隣接地には9,000ヘクタールに及ぶ工業開発区が設けられている。スエズ運河に近い戦略的位置にあるという利点から、エジプトとアジアやアフリカ間の玄関口となる力を持っている。

ソクナ港はわずか24ヶ月で建設され、供用が開始されたエジプト初の完全自動港であり、エジプトの官民パートナーシップの主要事例として広く知られている。

同港は海運の爆発的増加及びエジプトの種類豊富な資源を最大限に活用して繁栄している。持続的経済発展と魅力ある投資先を目標に掲げ、2020年までの包括的基本計画が策定されている。

### 3) 水際措置に関連する知的財産権法及び規則

➤ 知的財産権の保護に関する法律第 82/2002 号は、エジプトの知的財産権法の中心となる法律である。同法は、下記の分野を対象とする 4 つの巻で構成されている。

- 第 1 巻 特許及び実用新案、集積回路の回路配置並びに秘密情報
- 第 2 巻 標章、商号、地理的表示及び工業意匠
- 第 3 巻 著作権及び関連する権利
- 第 4 巻 植物品種

➤ 関税法 1963 年第 66 号（法律第 95/2005 号により改正）

#### 概要

関税法 2005 年法律第 95 号は、1963 年関税法第 66 号の改正版である。この修正の目的は、すべての税関での手続の統一、税関手続の完全コンピューター化のためのデータベースの構築と開発、そして税関の手数料徴収手続の透明化向上にある。新法には、また、関税免除法（1986 年法律第 186 号）の一部改正も含まれている。

#### 1963 年法律第 66 号の主要規定

- 関税は、税関当局が定める規則及び料率に従って徴収しなければならない。
- 品目は、法律に定める規定及び一般規則に従って分類しなければならない。

- 製造の完了のために一時的に輸出された物品を再輸入する場合には、関税は、最終輸入製品に加えてすべての輸送料及び保険料について徴収しなければならない。
- 修理のために原産国に一時的に返品された物品を再輸入する場合には、関税は、修理費用総額に輸送料及び保険料の総額を加えた額の 12%とする。
- ホテル及び観光業者が輸入した機械、装置、器具、機器（乗用車を除く）に対しては 22%の関税を徴収しなければならない。

### **2005 年法律第 95 号による主要な改正点**

2005 年法律第 95 号により、製造ライン、据付、事業拡張に対する関税は約 5%に引き下げられている。国内での使用又は貸与のために一時的に提供される機械及び装置に対しては、提供時に、1 ヶ月又はその一部について既存の 2%の関税、又は年間関税額の 20%を上限とする関税が課される。この法改正により、業界の税負担を軽減するため、商用サンプルと工業モデルはすべての関税を免除されることとなった。

### **新関税率表**

2004 年 9 月 8 日に、エジプト政府は新しい関税率表を発表した。その内容は下記の通り。

- 「関税及び貿易に関する一般協定」（GATT）と適合しない手数料と輸入課徴金の廃止

- 従価税率を 27%から 6%に引き下げ
- 関税制度の不整合を修正
- 関税率に累進税率と逆累進税率を導入
- 関税分類番号制度（HS）に従い、6桁を超える分類番号を整理

これらの関税制度の変更により、公式関税率（加重平均）が 14.6%から 8.9%に引き下げられた。

エジプト政府は従来の 10 桁、13,000 品目の関税率表を 6 桁、6,000 品目以下に変更した。この変更により、通関時の分類に関する異議件数が減少するものとみられる。

また、エジプト政府は国内市場で供給が不足している 25 品目の輸入関税を撤廃した。

政府はまた、GATT に違反する非関税貿易障壁とみなされた 1%から 4% の手数料と輸入課徴金も廃止した。

しかし、新関税率表にもいくつもの例外が残っている。例えば、輸入アルコール飲料、たばこ、紙巻きたばこ、排気量が 2,000cc 超の自動車などである。

関税制度改善の一部として、エジプト税関当局の再編も実施された。あらゆる関税手続の効率性と透明性の向上を図るため、最新の総合的自動電子処理システム及びソリューションが導入された。

また、新しい大統領令（2004 年第 410 号）は、国内産業の競争力を高めるため、原材料に対する関税を更に引き下げた。この関税引き下げと税関手続の簡素化は、グローバル市場でのエジプトの競争力強化に資するであ

ろう。また、事業環境を再活性化させ、国内産業に勢いを与え、成長と雇用機会の拡大に必要な推進力を与えることが期待される。

➤ 輸出入法 1975 年第 118 号

## 概要

輸出入業務に関し、関税法の次に重要な法律は、1975 年第 118 号「輸出入法」である。

## 輸入に関する主要規定

公共部門も民間部門も、物品の輸入が認められている。個人については、その私的使用の目的で、本人により又は代理人を通じて物品を輸入することができる。

貿易・産業大臣は、輸入元を協定締結国に限定することができ、また、特定の重要商品の輸入を公共機関のみに制限することができる。

特定の輸入規制の対象となる商品は、法律が定める条件及び仕様に適合していることが審査により確認された場合、又は法律第 118 号に適合していることをエジプト当局が認定した検査証明書が添付されている場合を除き、輸入することができない。

## 主要規定

貿易・産業大臣は、輸出業務につき、国内生産によるものか過去の輸入によるものかを問わず、決定書を発行しなければならない。また、原産国証明書を発行し、これに関連して実施すべき手続を定めなければならない。

貿易・産業大臣は、輸出先を協定締結国に限定することができ、また、特定の重要商品の輸出を公共機関のみに制限することができる。

物品を輸出できるのは、貿易・産業省の特別登録簿にその名称が登録されている法人のみである。この登録簿への名称の登録を受けようとする者は、下記のいずれかのカテゴリーに属していなければならない。

- エジプトに本社を置き、エジプトに籍がある株式会社
- 公共団体、協同組合及びその団体
- 貿易・産業大臣の決定により定められる条件に適合する者又は会社

私的使用の目的で商品を輸出する者は、輸出者登録簿への登録を免除される。

- 下記の事項は、貿易・産業大臣の決定により定められる。

登録とその更新、登録内容の変更（取消及び削除を含む）に関する条件、形式、手続、書類。

大臣は、登録、更新、内容の修正及び抄本に関する手数料も決定することができる。但し、下記の額を超えてはならない。

- 輸出者登録簿への登録料 EGP 50
- 3年ごとの登録更新手数料 EGP 15
- 内容の修正又は追加の手数料 EGP 5
- 登録簿抄本作成手数料 EGP 3

エジプト共和国から外国への特定商品の輸出に関する禁止又は制限は貿易・産業大臣の決定により定めることができる。かかる商品の輸出は同大臣が定める条件に従わなければならない。

特定の輸出に課される手数料は、当該輸出者が合理的な利益を実現できるように、その価額の 100%を超えてはならない。手数料及びその増額は、これらの納入義務が発生する前に発行された輸出許可には適用されない。手数料が適用される商品に関して、その金額、徴収方法、返金条件、全額又は一部の免除は、貿易・産業大臣の決定により定める。

大臣又は大臣から授権された者による決定に従い、輸出者が輸出を実施するには保証が求められる場合がある。かかる決定においては、保証の種類、返却までの期間、没収条件を定めなければならない。

貿易・産業大臣が指定する商品には、輸出入に関する特定の規制が適用される。

規制対象商品は、貿易・産業大臣が管轄当局との合意に基づいて決定により定めた条件及び仕様に適合している旨を証明する検査証明書がなければ、輸出することができない。かかる商品の輸出は、証明書に記載された期限内に実施しなければならない。かかる期限内に当該物品が輸出されなかった場合には、証明書を再取得しなければならない。

➤ **貿易産業省令2005年第770号** 輸出入法1975年第118号及び輸出入品の検査及び管理手続実施するための行政規則

2005年第770号の同省令第9章第I条では、知的財産権侵害物品の輸出防止のための国境措置を定めている。特に、同章第27条は、知的財産権の所有者又はその法的代表者が、著作権、商標、地理的表示、工業意匠権、特許権、集積回路レイアウト設計を含め、知的財産権の侵害に該当する輸

入品又は製品の自由流通のための解放を差し止めるため、税関への異議申立権を有することが定められている。

#### **4) 国境管理に関連する行政当局**

下記の3つをはじめとして、エジプトには海上貿易を管轄する多数の官庁が存在する。

##### **(ア) エジプト税関**

財務省の部局である税関はすべての港における通関及び規則を管轄する。税関の主業務は下記の通り。

1. 関税定率法及び他の関連法令に基づいて輸入者及び輸出者に課される手数料、税、その他の収受金の徴収
2. 料金納付の回避を防止し、手数料及び税の納付を確保することによる国家収入の保護
3. 空港及び海港の倉庫管理並びに関税免除原材料の追跡調査
4. 輸入品の保管免許を取得している公共及び民間の倉庫に保管されている物品の移動の監視。
5. 農務省、商務省、文化省、内務省の下部組織である動物検疫局、農産物検疫局、麻薬取締局、武器爆薬物材料検査局及び芸術作品出版

物管理局など、エジプトの省及び他の政府機関が定める決定、規則、基準の実施。

6. 海、空、陸により関税港経由で行われる密輸出及び密輸入の取締。

税関局は密輸取締に重点を置いている。これには税回避、手数料回避、関税規則への違反が含まれる。

7. 下記の機関等、他の規制機関の協力の下での禁制品の出入国の管理。

- 通信情報技術省
- 保健省
- 内務省
- 外務省
- 国防省
- 麻薬取締局
- 産業管理局
- 動物検疫局
- 農産物検疫局
- 芸術作品出版物管理局
- 環境省
- その他

8. 税関の各種事項に関して、事前船積検査やリスク管理技法などを広く適用して、各部門からの関税徴収を推進すること。

## (イ) 輸出入管理公団(GOEIC)

貿易産業省の下部機関である輸出入管理公団（GOEIC）は、輸出入検査、原産国証明書、貿易登録簿を管掌している。

GOEIC は提携機関として貿易・産業省と緊密に連携を取っており、その主たる目的は、貿易促進、エジプト産業の育成、すべての種類の輸出推進、すべての国際市場での競争力の強化を通じて、エジプト及びエジプト国民の繁栄を実現することである。

GOEIC は、大統領令 1971 年第 1770 号に基づいて、下記の業務を担当する業務執行機関として設立された。

### 第 1: 特定輸出入管理

### 第 2: 登録簿管理

輸入者登録簿

輸出者登録簿

商業代理人登録簿

科学及びコンサルティング業者登録簿

工場生産供給品輸入カード登録簿

スーダンとの統一カード

### 第 3: エジプト産品及びエジプト産品使用品の原産国証明書発行

### 第 4: 農産品の区分のための分類

## (ウ) 港湾局

港湾局は運輸省の下部機関であり、港湾内で業務を行う事業者の管理と規制を担当し、計画立案及びインフラストラクチャー開発を行う。

- エジプトの外国貿易に関連する他の機関

- エジプト商務部 (Egyptian Commercial Service, ECS)

エジプト商務部 (ECS) は、政府の輸出振興機関であり、貿易産業省に属している。

ECS は、輸出促進と外国投資勧誘を通じてエジプトの経済的・社会的発展に寄与するものである。

ECS は、かかる目標達成のため、在外事務所のネットワーク及び他の機関との協力の相乗効果を通じて、質の高いサービスを業界に提供している。

### ECS の目的

- エジプトの物品及びサービスの開発と輸出市場の多様化
- エジプトへの外国投資の誘致
- 国際機関においてエジプトを代表すること
- 外国でのエジプトの経済的、商業的権益を保護すること。

ECS は、エジプトと戦略的経済関係を有する主要 49 か国に所在する商業事務所 55 箇所からなる独自ネットワークを有している。

この国際ネットワークにより、海外市場及び事業機会に関する情報が発信され、また、貿易関連サービスも提供されており、エジプト企業を支援している。

ECS の海外事務所には有能な担当者が配置され、エジプト内外の企業及び事業者からの問い合わせに対応できる体制が整えられている。

### - エジプト国際貿易ポイント (EITP)

エジプト国際貿易ポイント (EITP) は政府が運営する非営利機関で、ウェブサイトと電子ネットワークを通じてエジプト産品、サービス、投資の電子商取引及び電子プロモーションの分野を担当している。

- EITP は世界貿易ポイント連合 (WTPF) に加盟しており、戦略エキスパートとして活動をしている。
- EITP はアフリカ電子商取引連盟 (AACE) にも加盟している。
- EITP は 2009 年にエジプト最優秀政府ウェブサイト賞を受賞している。

#### EITP の業務

- エジプトの物品及びサービスの電子プロモーション
- 会議、フォーラム、セミナー、ワークショップへの参加による輸出品の認知度の向上
- 中小企業向けの電子商取引ワークショップ開催
- エジプトの産品及びサービスの競争力向上に向けた電子カタログ発行
- 商品別、国別、経済グループ別などの貿易統計及び調査データの提供
- 国際貿易紹介への掲載による中小企業の製品とサービスの支援

## - 貿易研修センター(FTTC)

FTTC は貿易・産業省により設立された非営利組織で、輸出促進研修を専門とする初の機関である。FTTC は、競争力のある包括的貿易の枠組に向けて次の 10 年で輸出促進を優先事項とするという政府の明確なビジョンを支援するものとして設立された。

同センターの設立は 2001 年である。エジプト貿易産業省により、下記をはじめとする日本政府機関との協力による詳細な調査と手順に基づいて設立された。

国際協力機構- JICA

日本貿易振興機構- JETRO

同センター設立の構想は、1996 年にエジプト政府が日本政府に対して貿易とビジネス能力に関する人材開発を目的とした研修センターの設立を打診した時に始まる。

FTTC は 2002 年に運用が開始され、JICA との間で覚書への署名が行われた。それ以降、両機関は、グローバル市場のニーズと競争に関する認識向上のため、最新のトレーニング方法と技法を使用した事業及び貿易開発のためのトレーニング課程とサービスを提供する研修機関の整備に取り組んでいる。

## - 通商協定局 (貿易産業省)

通商協定局 (Trade Agreements Sector, TAS) の目的は、貿易産業省の貿

易政策を実施し、交渉と運営を通じて貿易拡大と持続的経済成長を図り、また、二国間・地域的・WTO の貿易協定の調整と遵守（あらゆる貿易協定におけるエジプトの権利の行使を含む）を図ることにある。

この目的の達成のため、TAS は下記の業務を実施する。

- エジプトを代表して、WTO 関連事項を調整
- WTO 加盟に伴う義務遵守の促進
- 不公正な貿易慣行その他の有害な活動からのエジプト経済の保護
- 二国間・地域内・多国間協定の交渉と実施
- TAS 内の組織能力の開発
- WTO 協定上のエジプトの権利義務を含め、貿易協定に関する国民の認識の向上

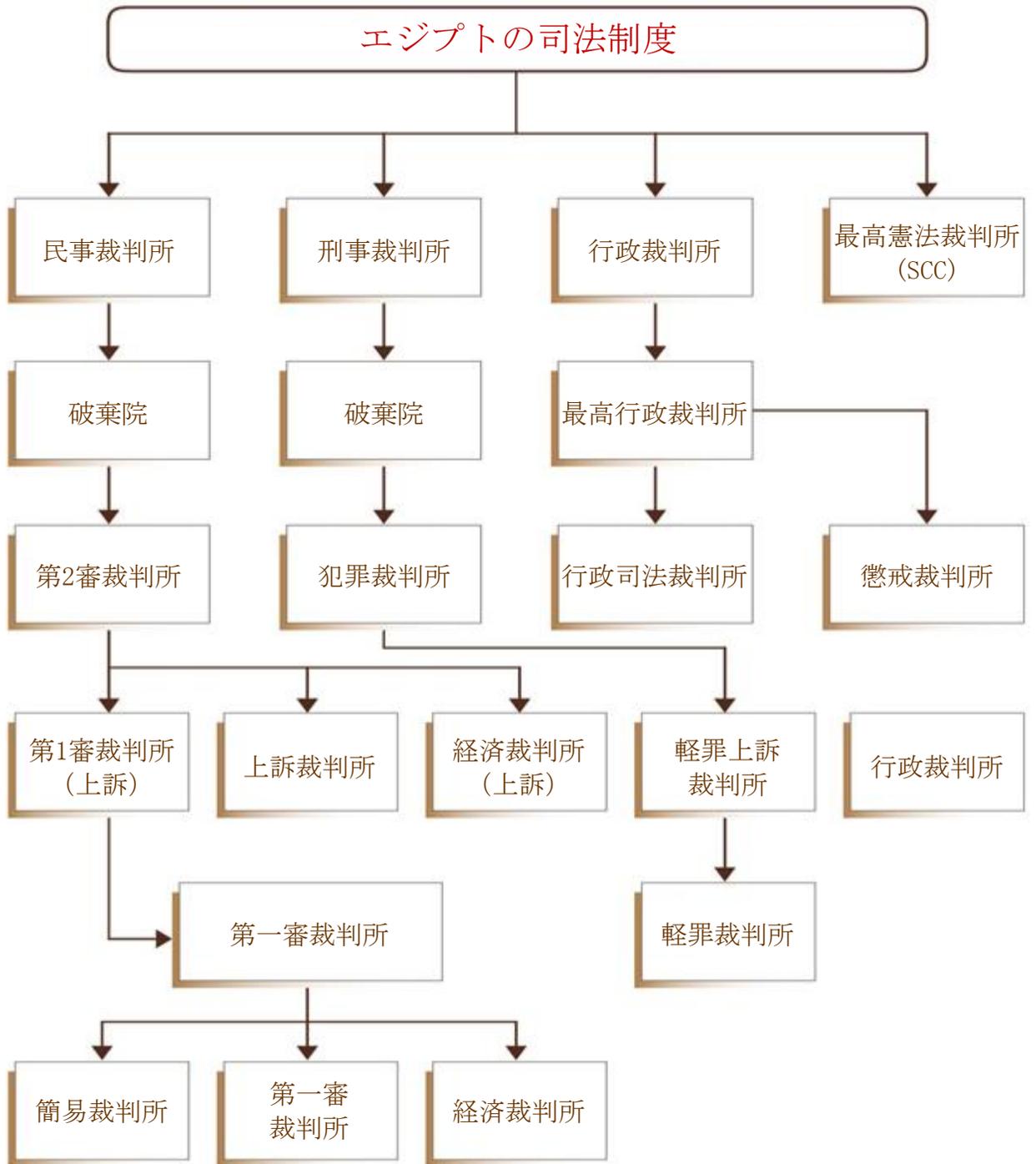
## 5) 司法機関及び裁判所

エジプトの司法機関は、政府の独立機関である。エジプトの法制度はイスラム (Sharia'h)法とナポレオン法典の混合であり、ナポレオン・ボナパルトがエジプトを占領した時に最初に導入され、その後、エジプトの法曹関係者の教育と研修がフランスで実施された。

大陸法系とされているエジプトの法制度は、十分に確立された成文法体系を基盤としている。エジプトの最高法規は成文化されている憲法である。自然人又は法人の間の取引に関するエジプトで最も重要な法律は、1948 年エジプト民法典（「ECC」）である。この法典は、現在も契約に適用され

る主な法源となっている。

判例には法的な(*de jure*) 拘束力は認められていないものの、権威を持っている。裁判所は破棄院（民事、商事、刑事関係の事件）及び最高行政裁判所（行政法及び他の公法関係の事件）の原則及び先例に道義上及び実務上拘束される（事実上の拘束力）。



## エジプト経済裁判所と知的財産権

エジプトで知的財産権事件を取り扱うのは経済裁判所である点に特に注意を要する。その根拠は 2008 年法律第 120 号「経済裁判所設立法」である。

2008 年法律第 120 号は、エジプトの経済裁判所の設立を定めるとともに、エジプトでの知的財産権事件に対する管轄権を付与している。経済裁判所は、第一審裁判所と上訴裁判所で構成される（第 1 条）。これらの裁判所は、2008 年 10 月 1 日から業務を開始し、知的財産権を含めた経済事件及び商事事件に対して管轄権を有する。

## 6) エジプトの輸出入の相手国

エジプト・アラブ共和国の製品輸出先上位 5 か国はイタリア、サウジアラビア、インド、トルコ、米国である。

他方、エジプト・アラブ共和国の輸入先上位 5 か国は中国、ドイツ、米国、クウェート、イタリアである。

エジプトに輸入された模倣品の原産国は確認できなかった。エジプトは国境取締のための自動監視制度（通関前の商標登録など）を導入していないからである。従って、エジプト国内に輸入された模倣品の原産国を示すデータベースは存在しない。

しかし、法律実務及びエジプト税関に提出された異議申立の件数からすると、エジプトに輸入される多くの模倣品の原産国は中国である。

もっとも、模倣品の輸入量は 2016 年規則第 43 号 GOEIC 新大臣規則の実

施により大幅に減少することが見込まれる。同規則では、自己の製品をエジプトに輸出しようとする商標所有者は、当該製品の工場／会社を登録しなければならない。

## 7) 模倣品に関する捜査と情報収集

エジプトには模倣品の捜査及び情報収集の管轄当局はない。しかし、下記のように、エジプト市場の模倣品を発見するための調査は実施されている。

**市場調査:** 模倣品の種類を決定した後、各行政区域で市場調査を実施し、模倣品の販売場所の特定及びその製造者についての情報収集を行う。

本レポート作成に携わった法律事務所による市場調査の手数料は 1 時間 USD150 である。

**商号調査:** 商業登記簿の会社名調査を実施して、侵害者がエジプトにおいて登記会社を有するかどうかを確認する。同一会社名の登録がない場合には、非誤認混同証明書が発行される。

本レポート作成に携わった法律事務所による商号調査の手数料は 1 時間 USD150 である。

**商標使用可能性調査:** エジプト商標局において実施するもので、侵害者がエジプトに商標登録しているかどうかを確認する。

本レポート作成に携わった法律事務所による商標使用可能性調査の手料は、一区分の商標一件についてUSD 150である。

## エジプトの新商標確認制度

2016年2月、エジプト供給・国内貿易省は、商標を保護し、エジプトで急増している商標侵害を抑制するための新制度を発足させた。

消費者は、Androidアプリケーションを使用し又はSMSで送信することで、特定の製品が真正品かどうかを瞬時に知ることができる。確認メッセージには製品名及び有効期限も含まれる。

この新制度により、商標所有者には、エジプト商標局に登録されておりエジプト市場で販売される製品に「シール」を貼付する権利が与えられることとなる。

現時点では、新確認制度による登録をするかどうかは会社の任意であるが、近い将来に必須となる可能性がある。

## 8) 模倣品の差止

商標が正式に登録されると、権利行使手続の提起が可能となる。近年、商標侵害が増加しており、有名商標の多くが模倣されている。侵害品は国内市場に陳列されているか、あるいは電子商取引プラットフォームを通じてオンラインでインターネット・ユーザーに販売されている。

ブランド所有者は、商業上及び法律上の理由から、権利行使を深刻な問題と捉えているのが通常である。模倣品及び侵害事件の対策としてはいく

つかの選択肢がある。国内法に基づき、商標所有者は、模倣品及び侵害品の差止命令、賠償、恒久的没収、押収、廃棄を含めた適切な救済方法を申し立てる権利が認められている。

2002 年法律第 82 号エジプト知的財産権法の第 113 及び第 114 条によれば、これらの条文に違反して違法行為を行った者は法律に従って罰せられる。

### 第113条

「次に掲げる者は、2 ヶ月以上の拘禁刑若しくは5,000 ポンド以上 20,000 ポンド以下の罰金刑に処し、又はこれらを併科する。但し、他の法によって科されるより重大な刑罰に影響を与えないものとする。

- (1) 法律に基づき登録された商標を模倣する、又は、公衆の誤認を生ずる虞のある方式でそれを模倣した者
- (2) 模倣した商標を不正に使用した者
- (3) 第三者に帰属する商標を自己の製品に不正に付す者
- (4) 模倣された標章が付された製品又はその標章が不法に付されている製品を、故意に販売する、販売又は分配の申出をする、あるいは、販売目的で獲得する者

再犯の場合、当該の違反行為は、2 ヶ月以上の拘禁刑及び10,000 ポンド以上 50,000 ポンド以下の罰金刑に処する。

全ての場合において、侵害製品、当該商品から得た利益、並びに侵害製品に使われた備品を没収する命令を裁判所が下すものとする。

有罪判決が下された場合、裁判所は、6ヶ月以内に侵害を犯すことに使用した会社を解散する命令を下すことができる。会社が再び侵害を犯した場合、会社には厳しい解散

命令が下される。」

## 第114条

次に掲げる者は、1ヶ月以上の拘禁刑若しくは2,000ポンド以上10,000ポンド以下の罰金に処し、又はこれを併科する。但し、他の法によって科されるより重大な刑罰に影響を与えないものとする。

- (1) 店内又は倉庫内において、又は、看板、包装、送り状、通信文、広告において、又は、公衆に製品を提供するために使われるその他の手段により、自己の製品に虚偽の取引表示を付した者。
- (2) 当該標章が登録されていると信じさせるような表示を自己の標章又は商用文書に不正に付した者。
- (3) 第67条第2項、第3項、第5項、第7項、第8項に規定されている事案の場合に、登録されていない標章を使用した者。
- (4) 勲章、学位証書、賞、その他の名声について、その製品、人物又は商号に適用されないものであるにも関わらず、それらに関して言及した者。
- (5) 他人と製品の展示に参加し、展示した製品に共同で授与された名声を自分自身の私的製品に使用した者。但し、その者が当該名誉の本質と出典を明確な手段で表示する場合はこの限りでない。
- (6) 特定の製品の生産で有名な特別な場所で生産された製品であると公衆に誤解を生じさせるような方法で地理的表示を自己の取引の製品に付した者。
- (7) 当該製品の真の原産地よりむしろ特別に有名な土地でこの商品が生産されたと公衆を欺くような方法で、製品の表示又は展示のために何らかの手段を用いた者。
- (8) その生産で特に有名な場所で製品を生産し、その場所で生産された製品であると暗

示するような方法で、他の場所で生産した類似の製品にその場所の地理的表示を付した者。

再犯の場合、当該違反行為は、1ヶ月以上の拘禁刑及び4,000ポンド以上20,000ポンド以下の罰金刑に処する。」

2002年法律第82号エジプト知的財産権法は、商標所有者が刑事、民事の裁判を提起できるほか、緊急を要する場合には差止命令の申立を行うことができる」と定めている。

## 9) 差止手続

2002年法律第82号エジプト知的財産権法に基づき、商標所有者には、緊急性がある場合には下記のように商標侵害者に対する差止申立を行い、管轄裁判所から判決が出るまでの間、模倣品の販売停止を求める権利が認められている。

- 管轄裁判所の所長に宛てて、裁判所書記官 (court's registry)に申立書を提出する。
- 裁判所書記官が提示した手数料見積額を納付する。
- 聴聞の期日を決定する。担当裁判官は事件を1名又は複数の鑑定人に付託することができる。
- 鑑定人からの報告書の提出を受けて、裁判官が差止命令を発出する。
- 差止命令の発出を受けてから15日以内に本案訴訟を管轄裁判所、すなわち、エジプト経済裁判所に提起する。かかる提訴を行わなかった場

合、差止命令は失効する。

(経済裁判所への訴訟提起→鑑定人への付託→判決→不利な判決の場合は棄却院に上訴)

- 経済裁判所での訴訟と並行して、差止命令を受けた者は、かかる命令の発出日から30日以内であれば、裁判所長に異議申立を行うことができる。裁判所長はかかる申立の全部若しくは一部を認容し又は却下することができる。

前記異議申立が却下された場合、差止命令を受けた者はかかる決定の発出から15日以内であれば上訴することができる。

かかる上訴も却下された場合、差止命令を受けた者は、上訴に関する決定の発出日から60日以内であれば棄却院に最終上訴を行うことができる。

本レポート作成に携わった法律事務所による、差止命令の手数料はUSD2,000である。

上記の法的措置は、2002年法律第82号エジプト知的財産権保護法の下記の条文に基づく。

## 第115条

「利害関係者の請求及び申立てにより、本案訴訟を審理する管轄裁判所長は、次に掲げるもののうち1又は複数の適切な実施可能な手段を命令することができる。

(1) 保護された権利の侵害の立証。

(2) すべての、侵害行為に使われた又は使われたであろう機械及び設備、同様にして犯罪にさらされた標章又は地理的表示が添付された製品、商品、店の看板、包装、送

り状、通信文、広告又はその類、及び、到着時点の輸入製品の、詳細な記述及び余すところのない財産目録の作成。

(3) (2)に記載する物品の差押命令。

全ての場合において、裁判所長は執行担当官を補佐する一人又は複数人の専門家を任じる命令を下すことができる。裁判所長は請求した当事者に、適切な保証金の提供を命令することができる。

請求した当事者は命令が下されてから15日以内にこの事案の調書を提出しなければならない。それがないときは当該命令は無効となる。」

## 第116条

「有罪判決を受けた者は、発布又は通知日から30日以内に、裁判所長に対して、当該命令に対する不服申立てをすることができる。裁判所長は命令の全部又は一部を維持する、又は、無効にすることができる。」

## 第117条

「民事又は刑事訴訟に関し、裁判所は、差押え物品の売却命令を下して補償金又は罰金の合計からその金額を控除することができる。又は、裁判所が適切とできる他の方法によって差押え物品を処分することができる。

裁判所はまた、本巻の規定に違反する違法標章の破棄命令及び、必要な場合は、そのような標章又は違法な記述又は地理的表示が付された製品、商品、看板、送り状、通信文、広告又はその他物品の破棄命令を下すことができる。また、当該違法行為に明確に使われた機械及び設備の破棄命令を下すこともできる。

さらに裁判所は、有罪判決を受けた当事者の負担でその判決を1又は複数の新聞に公告することができる。

たとえ無罪判決の場合でも、裁判所は上記手段の全部又は一部の命令を下すことができる。」

- 法律により、特許権、著作権及び工業意匠権の所有者は、緊急性がある場合には差止申立を行って、管轄裁判所から判決が出るまでの間、模倣品の販売停止を求める権利が認められている。

特許の差止に関連する条項:

### 第32条

「第10条の条項に影響を与えることなく、次に掲げる行為を為す者はいずれも20,000ポンド以上100,000ポンド以下の罰金刑に処する。

- (1) 商業目的での、本法の規定に従って特許が付与されている発明又は実用新案の要旨の模倣
- (2) 製品に対する特許又は実用新案がエジプトにおいて付与され有効である場合に、模倣品であることをその当事者が知っている製品の販売、販売若しくは流通の申出、輸入、又は取引を意図した所有
- (3) ある当事者が特許又は実用新案を持っていると信じさせるような表示が付された、製品、宣伝広告、商標、包装又はその他における不正な使用

再犯は、2年以下の拘禁刑及び40,000ポンド以上200,000ポンド以下の罰金刑に処する。

全ての場合において、違法に模倣した製品及び模倣品に使われた備品を没収する命令を裁判所が下すものとする。有罪判決は、判決を受けた当事者の負担において1又は複数の日刊新聞で公告されなければならない。」

### 第33条

「特許権者又は実用新案権者は場合に応じて管轄裁判所長に対し、特許又は実用新案の書類に記載されている明細書に従って、特許製品を模倣したと主張する製品又は商品に対して、実施可能な手段の命令を要求できる。国内の当該製品又は商品を保護するために、必要とされる実施可能な手段が命令されるものとする。

前述でいう命令は手続実施前に発表することができる。当該命令は、禁止命令日から8日以内に手続が実施されなければ失効するものとする。」

### 第35条

「利害関係者の要請又は提訴により、訴訟の利益を処理する管轄裁判所長は、決定した罰金又は損害賠償の支払を確定するために相応しい1又は複数の実施可能な手段を命令することができる。必要な場合、裁判長は問題になっている対象物の廃棄を命令できる。」

## 著作権の差止に関連する条項

### 第179条

「本冊に定めるいずれかの権利の侵害があった場合には、本案を担当する管轄裁判所長は、利害関係人からの申立に基づき、下記の保全措置の1つ又は複数を経ることが

できる

- (1) 著作物、上演、録音又は放送番組の詳細説明書の作成
- (2) 著作物、上演、録音又は放送番組の発表、展示、複製又は制作の停止
- (3) 著作物、上演、録音又は放送番組のオリジナル・コピー又はコピーの没収及びかかる著作物、上演、録音又は放送番組の再発表又は複製に使用された材料の没収。但し、かかる材料は、当該の著作物、上演、録音又は放送番組の再発表にのみ使用できるものでなければならない。
- (4) 保護されている権利の侵害の認定
- (5) 著作物、上演、録音又は放送番組を使用して得た所得への課徴、及び、すべての場合における没収

すべての場合において、裁判所長は、1名又は複数の鑑定人を指名してかかる措置の執行人を補佐させることができる。裁判所長は、申立人に適切な担保を提供させなければならない。

申立人は命令発出から 15 日以内に本案を裁判所に提起しなければならない。これを行わなかった場合、命令は失効する。」

## 第181条

「次に掲げる者は、1ヶ月以上の拘禁刑若しくは 5,000 ポンド以上 20,000 ポンド以下の罰金刑に処し、又はこれらを併科する。但し、他の法によって科されるより重大な刑罰に影響を与えないものとする。

- (1) 本法の規定によって保護されている著作物、録音又は放送番組を、著作権者又は関連権の所有者の事前の文書による承認なく、販売、貸与、流通した者。
- (2) 著作物、録音又は放送番組について故意に模倣、販売、販売の申出、流通、貸与を

行った者

- (3) 外国で公表された著作物、録音又は放送番組について故意に国内での模倣、販売、販売の申出、流通、貸与又は外国への輸出を行った者
- (4) 本法で保護されている著作物、録音又は放送番組又は上演を、事前に著作者又は関係する権利の所有者から書面による承諾を得ることなく、コンピュータネットワーク、インターネット、情報ネットワーク、通信ネットワーク又はその他の技術的手段において頒布した者。
- (5) 著作者又は関係する権利の所有者が使用している暗号化やそれに類似した技術的保護手段を回避すべく特別に設計された又は作られた機器、道具、備品を販売目的又は貸与目的で、製造、組み立て、又は、輸入した者。
- (6) 著作者又は関係する権利の所有者が使用している技術的保護機器を悪意で取り外し、無効にし、又は、使用不能にした者
- (7) 本法で規定されている著作者人格権、著作権又は関連する権利を侵害した者。

侵害した著作物、録音、放送番組又は上演の件数により刑罰が加重される。

再犯の場合、3ヶ月以上の拘禁刑及び10,000ポンド以上50,000ポンド以下の罰金刑に処する。

全ての場合において、侵害がある模倣品、侵害により取得された物、侵害に使われた装置及び備品を没収する命令を裁判所が下すものとする。

有罪判決の場合、裁判所は有罪判決を受けた者がその侵害行為に使用した施設について、6ヶ月を超えない範囲で閉鎖を命じることができる。本状第(i)項及び(ii)項の再犯の場合には、かかる閉鎖は必須である。

有罪判決は判決を受けた当事者の負担において1又は複数の新聞で公告されなければ

ならない裁判所は、有罪判決を受けた者の負担において、1 又は複数の新聞に判決概要を公告しなければならない。」

工業意匠の差止に関連する条項:

### 第134条

「次に掲げる者は、4,000 ポンド以上10,000 ポンド以下の罰金に処する。但し、他の法によって科されるより重大な刑罰に影響を与えないものとする。

- (1) 本法の規定に従って登録された保護されている意匠を模倣した者。
- (2) 模倣した意匠を付した製品を故意に製造、販売し、販売の申出、取引又は流通目的で獲得した者。
- (3) 当該者が登録意匠を保有していると信じさせるような表示を、製品、公告、商標、設備、又はそれに類するものに不法に付けた者。

再犯の場合、1ヶ月以上の拘禁刑及び8,000ポンド以上20,000ポンド以下の罰金刑に処する。

全ての場合において、有罪判決を受けた意匠、侵害製品及び侵害に使われた備品を没収する命令を裁判所が下すものとする。有罪判決は判決を受けた当事者の負担において1又は複数の新聞で公告されなければならない。」

### 第135条

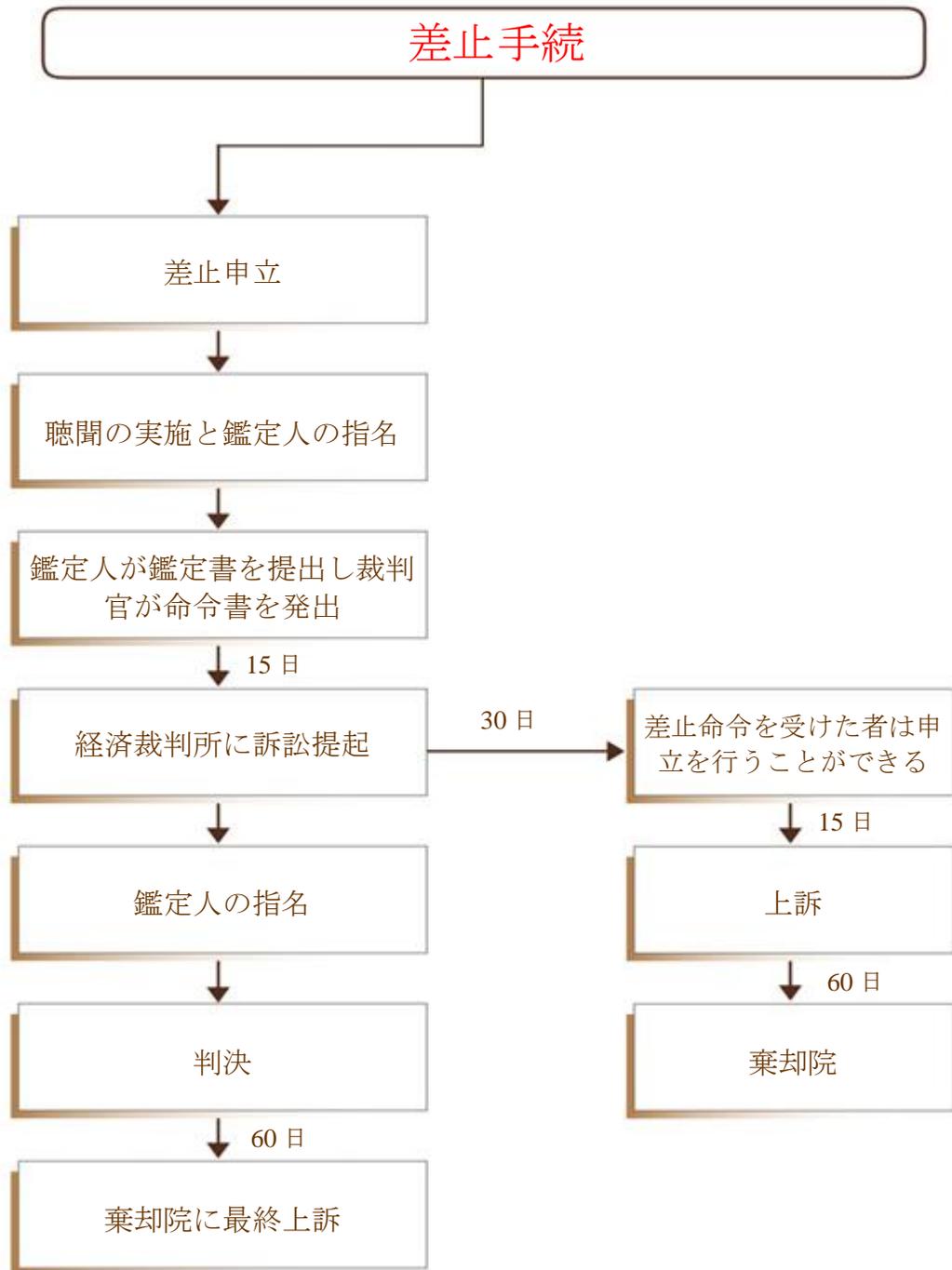
「利害関係人の請求に基づき、申立てを根拠に発せられた命令により、本案訴訟の審理する管轄裁判所長は、次に掲げるもののうち1 又は複数の適当な実施可能な手段を命

令することができる。

- (1) 保護された権利の侵害の立証。
- (2) 侵害製品及び侵害行為に使われた又は使われたであろう設備の詳細な記述及び余すところのない財產品目の作成。
- (3) (2)に記載する物品の差押命令。

全ての場合において、裁判所長は執行担当官を補佐する一人又は複数人の専門家を任じる命令を下すことができる。かつ、請求した当事者に適当な保証金の提出命令を下すことができる。

請求した当事者は命令が下されてから15日以内にこの事案の本案を提出しなければならない。それがないときは当該命令は無効となる。」



## 10) 訴訟

### 商標

商標権の侵害はさまざまな形で行われる。従って、侵害は、商標権者の許可なく登録商標を使用したり、第三者の商標を不正に登録するといった形で行われることがある。前者は明白な侵害事件であるが、後者の場合、侵害者は自己の登録商標を使用するという法的地位を享受することになる。そのため、この使用への異議申立を行うには当該商標の取り消しが必要となる。

この理由から、侵害訴訟事件は刑事訴訟又は民事訴訟のいずれかとなる（民事訴訟の場合は不正競争に係る訴訟又は取消訴訟となる）。これら 2 つの訴訟のそれぞれについて、一定の条件が満たされなければならない。これについては、下記で詳述する。

#### 刑事訴訟:

刑事訴訟は、原告が有効な商標登録に基づき、商標登録を行っていない第三者（被告）に対して提起しなければならない。

従って、被告が有効な商標登録を所有している場合には、刑事告発が退けられる十分な根拠となる。

刑事手続についてはエジプト知的財産権法第 82/2002 号第 113 条及び 114 条に下記の定めがある。

### 第113条

「次に掲げる者は、2ヶ月以上の拘禁刑若しくは5,000ポンド以上20,000ポンド以下の罰金刑に処し、又はこれらを併科する。但し、他の法によって科されるより重大な刑罰に影響を与えないものとする。

- (1) 法律に基づき登録された商標を模倣する、又は、公衆の誤認を生ずる虞のある方式でそれを模倣した者。
- (2) 模倣した商標を不正に使用した者。
- (3) 第三者に帰属する商標を自己の製品に不正に付す者
- (4) 模倣された標章が付された製品又は標章が不法に付されている製品を、故意に、販売する、販売又は分配の申出をする、あるいは、販売目的で獲得する者。

再犯の場合、当該の違反行為は、2ヶ月以上の拘禁刑及び10,000ポンド以上50,000ポンド以下の罰金刑に処する。

全ての場合において、侵害製品、当該商品から得た利益、並びに侵害製品に使われた備品を没収する命令を裁判所が下すものとする。

有罪判決が下された場合、裁判所は、6ヶ月以内に侵害を犯すことに使用した会社を解散する命令を下すことができる。会社が再び侵害を犯した場合、会社には厳しい解散命令が下される。

## 第114条

「次に掲げる者は、1ヶ月以上の拘禁刑若しくは2,000ポンド以上10,000ポンド以下の罰金刑に処し、又はこれらを併科する。但し、他の法によって科されるより重大な刑罰に影響を与えないものとする。

- (1) 店内又は倉庫内において、又は、看板、包装、送り状、通信文、広告において、又

は、公衆に製品を提供するために使われるその他の手段により、自己の製品に虚偽の取引表示を付した者。

- (2) 当該標章が登録されていると信じさせるような表示を自己の標章又は商用文書に不正に付した者。
- (3) 第67条第2項、第3項、第5項、第7項、第8項に規定されている事案の場合に、登録されていない標章を使用した者。
- (4) 勲章、学位証書、賞、その他の名声について、その製品、人物又は商号に適用されないものであるにも関わらず、それらに関して言及した者。
- (5) 他人と製品の展示に参加し、展示した製品に共同で授与された名誉を自分自身の私的製品に使用した者。但し、その者が当該名誉の本質と出典を明確な手段で表示する場合はこの限りでない。
- (6) 特定の製品の生産で有名な特別な場所で生産された製品であると公衆に誤認を生じさせるような方法で地理的表示を自己の取引の製品に付した者。
- (7) 当該製品の真の原産地よりむしろ特別に有名な土地でこの商品が生産されたと公衆を欺くような方法で、製品の表示又は展示のために何らかの手段を用いた者。
- (8) その生産で特に有名な場所で製品を生産し、その場所で生産された製品であると暗示するような方法で、他の場所で生産した類似の製品にその場所の地理的表示を付した者。

再犯の場合、当該違反行為は、1ヶ月以上の拘禁刑及び4,000ポンド以上20,000ポンド以下の罰金刑に処する。」

刑事訴訟手続:

1. 侵害停止要求書を侵害者に送達し、権利者の商標を使用しないよう警告するとともに、刑事責任及び民事責任について説明する。侵害者が1週間（又は指定された他の期間、例えば2週間など）以内にかかる要求書に従わなかった場合には、下記の手続が取られる。
2. 侵害申立書を作成し、貿易産業省に属する侵害部に提出する。申立ての根拠は、侵害者による登録商標の模倣という刑事犯罪行為である。
3. 商業詐欺対策部がレイド（強制捜査）を実施し、申立人の商標と侵害者の商標の類似性に関する技術報告書を商標局に提出する。
4. 事件を検察局に移送して、さらに調査を行う。

担当検察官が必要な捜査を実施し、侵害者は登録商標を模倣した罪に問われる。事案は軽罪裁判所に移送される。

5. 同裁判所の裁判官に、模倣品の没収と廃棄を命令する判決を求める。

#### 刑事訴訟の費用（公的な手数料を含む）：

- 本レポート作成に携わった法律事務所による侵害停止要求書の作成及び送達の手数料は USD1,000 である。
- 本レポート作成に携わった法律事務所による商業詐欺対策部への申立及び事後処理の手数料は USD2,000 である。

- 本レポート作成に携わった法律事務所の軽罪裁判所での依頼人代理手数料は USD3,000 である。
- 本レポート作成に携わった法律事務所の軽罪裁判所判決に対する上訴における依頼人代理手数料はUSD2,500である。

### 刑事訴訟の所要期間

刑事訴訟では、判決が出されるまで約 8～10 ヶ月を要する。

### 民事訴訟:

民事訴訟は、侵害者が当該商標を不正登録していた場合には、不正競争に係る訴訟か、又は、取消訴訟となる。両方の申立てを 1 つの事件に併合することも可能である。

これらの訴訟を提起するためには商標登録は必須ではない。但し、商標登録に代えて被侵害商標の所有権が原告に属することの証拠を提出する必要がある。商標登録を行っておくことが原告の地位を強固にすることは間違いない。

### 詳細説明

#### - 取消訴訟:

エジプト知的財産権法第 82/2002 号の定めにより、下記の 3 つを根拠と

して取消訴訟を開始することができる。

### 1. 先行使用を根拠とする取消訴訟:

この場合、取消訴訟は取り消そうとする商標の登録後の最初の 5 年以内に提起しなければならない。その理由は、第 65 条第 1 項の下記の定めにある。

「商標が登録されその登録日から 5 年以内にこれを使用した者は、当該商標の所有者とみなされるものとする。但し、第三者による使用の優先が証明される場合を除く。

標章の先行使用者は、当該 5 年の期間内に、その登録の有効性に異議申立てできる。」

### 2. 悪意を根拠とする取消訴訟:

この訴訟は、第 65 条第 2 項を根拠とするもので、下記のように定められている。

「商標の登録は、登録が悪意で成された場合にはいつでも異議申立てできる。」

侵害者の不正登録を、当該商標が登録されてから 5 年が経過した後に取消又は無効とするためには、悪意の証拠が存在しなければならない。

例えば、原告と侵害者との間に過去にライセンシー又は代理店の関係があった場合などである（すなわち、侵害者は当該商標が第三者所有であることを知っていたという証拠）。

### 3. 不使用を根拠とする取消訴訟:

この訴訟は、第 91 条の下記の定めに基づく。

「連続した 5 年間において商標が真剣に使われていないと認められる場合、管轄裁判所は利害関係人の請求により、登録取消の、法的強制力のある判決を下すことができる」

### 不正競争に係る申立:

この申立はエジプト商法第 66 条を根拠とするもので、下記のように定められている。

“1. 商取引で遵守されている慣行及び規範に反するすべての行為は不正競争行為であるとみなす。これには、特に、第三者が投資の権利を有する第三者の商標、商号、特許権又は営業秘密の侵害、従業員に対する営業秘密の曝露又は退職の勧誘が含まれる。これらの行為には取引又は製品について混同を生じさせる結果をもたらし、又はその所有者、管理責任者若しくは所有者の製品に対する信用を失わせる行為又は請求が含まれる。

2. 不正競争行為を行った者は、これにより生じた損害を賠償しなければならない。裁判所は、損害賠償に加えて、危害の除去及び有罪判決を受けた侵害者の負担による日刊紙へのその判決の公告を命じる決定をする権限を有する。」

### 要件:

不正競争の申立を行う原告は、自身が真の商標所有者であること、被告による当該商標の使用が真の商標所有者に損害を与えていることの証拠を提示して、自身が被った損害の賠償を求めることを主張しなければならない

い。

かかる証拠には、エジプト及び／又は世界での商標登録、先行使用の証拠、エジプト及び／又は世界で有名であることの証拠が含まれる。

#### 時効:

商法第 67 条及び民法第 172 条により、不正競争に係る申立を行う権利は、原告が有害行為及びそれに責任がある者を知ってから 3 年が経過すると時効になる。但し、不正競争に係る申立を行う権利は、かかる不正行為が発生してから 15 年の経過をもって時効となる。

商法第67条は次のように定めている。「損害賠償請求訴訟は、損害を受けた者がその損害及びそれに責任がある者を知った日から3年以内に提起しなければならない。また、かかる提起は不法行為が行われた日から15年以内に行わなければならない。」

エジプト民法第 172 条は次のように定めている。「不法行為に起因する損害に対する訴えの時効は、損害を受けた者がその損害及びそれに責任がある者を知った日から 3 年である。すべての場合において、当該不法行為が行われた日から 15 年の経過をもって、かかる訴権は失効する」。

#### 民事訴訟費用（公的な手数料を含む）:

民事訴訟（取消訴訟又は不正競争に係る訴訟）についての、本レポートの作成に携わった法律事務所の料金は USD5,000 であり、これには下記の

サービスが含まれる。

- 訴状の作成と提出
- 司法機関での依頼人の代理
- 訴訟のすべての期日への、有資格弁護士の出席
- 必要な覚書の作成と提出

#### 民事訴訟の所要期間:

民事訴訟では判決が出されるまで約 12～18 ヶ月を要する。

## 特許権

#### 特許権侵害とみなされる行為:

1. エジプト知的財産権法の規定に従って特許権が付与された発明の要旨を商業目的で模倣した場合。
2. その当事者が模倣品であると知っている製品について、エジプトにおいて当該製品に係る発明に特許権が付与されており有効である場合に、その製品販売、販売の申出、流通、輸入又は所持を行うこと。
3. 製品、広告、商標、包装その他の表示を、当該の者が発明の特許を取得していると信じる可能性がある態様で、不法に使用すること。

## 特許権侵害の場合に行うべき法的措置:

- 侵害停止要求書を侵害者に送達し、発明者の特許を使用しないよう警告するとともに、刑事責任及び民事責任について説明する。侵害者が 1 週間以内にかかる要求書に従わなかった場合には、下記の手続が取られる。
- 科学研究技術アカデミー内に所在する特許庁に申立書を提出する。申立ての根拠は、侵害者による発明者の特許の模倣行為である。侵害事件の捜査の後、特許庁は事件報告書を検察局に送付する。
- 担当検察官が必要な捜査を実施し、侵害者は発明者の特許を模倣した罪に問われ、事案はエジプト軽罪裁判所内の軽罪裁判所に移送される。

また、特許権者は、不正競争による損害賠償を求める民事訴訟を提起する権利を有する。

エジプト知的財産権法第 35 条に基づき、利害関係者の要請又は提訴により、訴訟の利益を処理する管轄裁判所長は、決定した罰金又は損害賠償の支払を確定するために相応しい一又は複数の実施可能な手段を命令することができる。必要な場合、裁判長は問題になっている対象物の廃棄を命令できる。

## 工業意匠権

### 工業意匠権侵害とみなされる行為:

1. エジプト知的財産権法の定めに従って登録され保護されている工業意匠を模倣すること。
2. 模倣された工業意匠の付されている製品の故意の製造、販売、販売の申出、取引のための取得又は流通を行うこと。
3. 製品、広告、商標、特定的手段などに、当該の者が工業意匠を登録しているかのように信じさせる可能性のある表示を不法に付すこと。

#### 工業意匠権侵害の場合に行うべき法的措置:

- 侵害停止要求書を侵害者に送達し、工業意匠を使用しないよう警告するとともに、刑事責任及び民事責任について説明する。侵害者が1週間以内にかかる要求書に従わなかった場合には、下記の手続が取られる。
- 貿易産業省の一部である商業詐欺対策部に申立書を提出する。申立の根拠は、侵害者が工業意匠を模倣したという事実である。同部は、侵害の調査及びレイド（強制捜査）を実施した後、事件報告書を検察局に送付する。
- 担当検察官が必要な捜査を実施し、侵害者は工業意匠を模倣した罪に問われる。事案はエジプト経済裁判所内の軽罪裁判所に送付される。

また、工業意匠権所有者は、不正競争による損害賠償を求める民事訴訟

を提起する権利を有する。

## 著作権

### 著作権侵害とみなされる行為:

著作権者の許可なく複製をする行為は侵害にあたる。著作権侵害には 2 種類ある。1 つ目は、ある者が、他者の著作物の全部又は一部を事前に許可を得ることなく使用した場合である。2 つ目は、ある者が事前に許可を得ていない態様で著作物の使用及び翻案を行った場合である。

エジプト知的財産権法第82/2002号第181条によれば、次に掲げる行為を犯す者は、侵害者である。

- (1) いかなる形であっても、本法で保護されている著作物、録音又は放送番組を事前に著作者又は著作隣接権の所有者から書面による承諾を得ることなく販売すること、貸与すること、又は流通させること
- (2) 著作物、録音又は放送番組を故意に模倣すること、販売すること、販売のために提供すること、流通させること、又は、貸与すること
- (3) 外国で公表された著作物、録音又は放送番組を故意に国内で模倣すること、販売すること、販売のために提供すること又は流通させること、貸与すること、あるいは、外国へ輸出すること
- (4) 本法で保護されている著作物、録音、放送番組又は実演を、事前に著作者又は著作隣接権の所有者から書面による承諾を得ることなく、コンピュータネットワーク、インターネット、情報ネットワーク、通信

ネットワーク又はその他の技術的手段において頒布すること

- (5) 著作者又は著作隣接権の所有者が使用している暗号化やそれに類似した技術的保護手段を回避すべく特別に設計された又は作られた機器、道具、手段を、販売目的又は貸与目的で、製造すること、組み立てること、又は輸入すること
- (6) 著作者又は著作隣接権の所有者が使用している技術的保護機器を、悪意をもって取り外すこと、無効にすること、又は使用不能にすること
- (7) 本法で規定されている著作者人格権、著作権又は著作隣接権を侵害すること。

### **著作権侵害の場合に行うべき法的措置:**

著作権侵害が発生した場合、侵害停止要求書を侵害者に送達する。

次に、原告は適切な省に申立を行う。最後に、エジプト経済裁判所に提訴する。

### **集積回路**

#### **集積回路の侵害とみなされる行為:**

集積回路の侵害は、所有者からの事前の許可を得ることなく下記が行われたときに発生する。

1. 集積回路への組込みその他により、保護されている回路配置の全部又は一部を複製すること。

2. 集積回路の一部として又は製品の構成部品として、取引の目的で、回路配置の輸入、販売又は流通を行うこと。

### 集積回路の侵害の場合に行うべき法的措置:

申立を受けて、侵害停止要求書を侵害者に送達する。次に、エジプト経済裁判所内に所在する軽罪裁判所に提訴する。

### 「民事訴訟」「刑事訴訟」「差止」の違い

エジプトの法律は知的財産権の侵害に対して大きな役割を果たしており、民事訴訟（損害賠償請求）、刑事訴訟（懲罰的損害賠償による抑止効果）、保全措置（侵害の証拠保全）が定められている。

#### 民事訴訟

原告が無登録商標をエジプトで使用し、第三者がかかる商標を侵害した場合、依頼人は民事訴訟を提起することができ、その内容は取消訴訟又は不正競争に係る訴訟となる。

一般的に、原告に生じた損害に対する賠償を求める場合に民事訴訟が利用される。

#### 刑事訴訟

エジプトの登録商標所有者は刑事訴訟を提起することができる。刑事訴訟の刑罰には、拘禁刑と罰金刑の併科又はこれらのいずれか、侵害模造品及び模造に使用された手段の没収、模造品の廃棄がある。

刑事訴訟においては、告訴人は仮賠償金を請求することができる。その後、軽罪裁判所の判決を受けて、民事訴訟を提起して賠償金を請求することができる。

### **保全措置(すなわち差止):**

エジプト法では知的財産権の所有者は侵害者に対しては緊急措置として差止を申し立て、本案について管轄裁判所が検討して判決を出すまでの間、模倣品の保全を行うことができる。

知的財産権のうちいずれかの権利の侵害に対してとる保全措置の目的は、特に、下記にある。

- (1) 模倣品のエジプト市場への参入を防止すること
- (2) 侵害の関連証拠を保全すること

保全措置は、緊急の事情が存在する場合には、相手方当事者が知ることなく、実施できる。その後、相手方当事者に差止命令を通知し、発出された命令に対して異議申立を行うことができる。

すべての場合において、本案は法律で定められた期間内に管轄裁判所に提起しなければならず、かかる提起を行わなかった場合には、差止は失効する。

## 税関当局において模倣品に対して行う法的手続き:

国境で模倣品を阻止するために行うべき法的措置は、管轄税関に申立を行うことである。模倣品を積んだ貨物の情報を入手した場合、税関は申立を受理して侵害品の輸送を停止させることができる。模倣品の到着時にはレイド（強制捜査）が行われることも少なくない。但し、ブランド所有者は、輸送の詳細情報などの十分な文書と情報を提供しなければならず、その後、輸入者は、税関が差押に動く前に税関に輸送書類の提出を求められる。ブランド所有者は輸送物の総価額の 25%に相当する保証金も預託しなければならないが、かかる保証金は差押が適法かつ合法であることが確認された後、返却される。

ここで、税関による差押は輸送を止めるための一時的措置にすぎず、その後の裁判所命令が必要であることを指摘しておくことが重要である。税関による差押の期間は 10 日間であり、ブランド所有者はその間に裁判所から命令、すなわち差押命令又は差止命令を取得して差押を維持し、事件を進捗させなければならない。裁判所からの差止命令の通知を税関が受け取った場合、税関は裁判所が最終命令を発出するまで、貨物を留置する。

これらの手続は輸出入法令に関する省令第770/2005号「知的財産権侵害品の輸入からの保護のための水際措置」第9章によるものであり、かかる手続の関連条項は下記のように定めている。

### 第 27 条

「知的財産権の所有者又はその法定代理人は、知的財産権（著作権所有者の権利及び

著作隣接権、商標、地理的表示、工業意匠権、特許権、集積回路の回路配置)の侵害が疑われる輸入品、製品又は包装の自由な流通のためにリリースされることを差し止めるため、税関に申立を行う権利を有する。但し、当該物品がエジプトの港に入港途中であるか、又は、税関がまだリリースしていないものでなければならない。申立人及び管轄税関は、貿易産業省の通商協定局に申立書の写しを提出しなければならない。」

## 第28条

「申立人は、明白な侵害を立証する十分な証拠を提出しなければならず、かかる証拠には下記の事項及び文書を含めなければならない。

- 1- 申立人の氏名、職業、申立人の代理人の氏名
- 2- 侵害の疑いにより申立の対象となっている貨物の輸出国、船荷証券の番号と日付、目的港、輸入者の名称、貨物の内容などの詳細な説明
- 3- 知的財産権の明白な侵害があることの適切な証拠と文書
- 4- 申立の対象について知的財産権を所有していることの証書及び当該財産が譲渡されていないこと、用益権が設定されていないことの宣誓供述書。
- 5- 摘要書が発行された本案について1つ又は複数の仮措置を取るよう担当裁判長に申立を行ったことはなく仮措置を却下する決定も行われていないことを知的財産権所有者が確認した宣誓供述書」

## 第29条

「当該申立書の税関への送達時に、申立人は保証金又はエジプト中央銀行が認証したエジプトの銀行が発行する保証状を提出しなければならない。これは無条件であり、管

轄税関が適切と判断したときにはさらに期間を延長することができ、申立人による異議は認められない。

保証金又は保証状の額は申立の対象となる違反の疑いのある物品についての税関評価額の4分の1に等しい額とする。

銀行は、当該保証に等しい額を管理機関に納付しなければならない。また、上記の機関から最初に要求されたとき又は延長時に所定額全額を納付しなければならない。申立人による異議は認められない。」

### 第32条

「税関は、解放の停止に関して、申立人と被申立人の双方に、配達証明付き書留郵便により、法律にのっとり通知しなければならない。貿易産業省の通商協定局にもかかる法的行為について配達証明付き書留郵便又は他の適切な手段により通知しなければならない。最終的な解放の停止期間は10営業日とし、通商協定局からの要請に基づく管轄大臣の承認があった場合はさらに10日延長される。」

### 第33条

「知的財産権所有者又はその代理人であってこれらの権利の侵害に対する申立を行う者は、貿易産業省の通商協定局にかかる申立を行わなければならない。但し、かかる申立には適切な情報の裏付がなければならない。

通商協定局は当該申立の健全性の証拠を収集しなければならない。侵害が明白であるとされた場合には、管轄税関に、疑いのある貨物の水際措置の適用を申し立てなければならない。」

## 第36条

「申立人は、本規則第32条に定める停止期間中、担当裁判長に対して、適切な1又は複数の適切な仮措置を取る旨の簡易裁判所命令を発出するよう申し立てなければならない。

申立人が、停止期間中又は簡略命令の発出日から30日以内に貿易産業省の通商協定局に対して訴訟に関する通告を送達しなかった場合には、当該税関は、輸入手続き完了の後に疑いのある物品の最終的な解放の手続を継続し、解放の停止により当該物品に生じた費用を減額し、かかる減額は申立人が提供した担保又は保証金から充当しなければならない」。

➤ 上記手続では下記文書が必要である。

- 1) 申立人の商標登録の認証謄本
- 2) エジプト領事館で認証された委任状

➤ 第三者が模倣品をエジプト市場に参入させることを防止するため、下記の事項を申立書に記載しなければならない。

- 模倣品の出荷数と船積の日
- 到着港
- 輸入者の名称

▶ 模倣品のエジプト国内流入について税関当局に申立を行った後の手続は下記の通り。

- 1) 税関は、税関が評価した当該貨物の価額の 4 分の 1 に相当する額の保証金又は保証状を申立人が提出することを条件として模倣品の留置を行う。
- 2) 管轄裁判所への提訴は前記貨物の留置から 10 日以内に行わなければならない。
- 3) 原告の主張を認めた軽罪裁判所の最終判決が出された後、かかる判決書を関税局に提出して模倣品の没収及び廃棄を行わなければならない。

## **11) 税関の知的財産権（商標など）の登録制度**

エジプト税関では、2016 年初めから商標の税関登録制度を開始した。税関登録に際しては、登録商標の権利証の写しを税関の窓口へ提出する必要がある。税関登録料は、現時点で無料である。将来、有料となる可能性もある。一度、税関登録すると、商標権の有効期間は税関登録をし直す必要はない。税関によると、この制度の趣旨は、どの権利者が知的財産権の保護を明確に求めているかを税関側が把握することと、代理人の情報を確認

することである。

## 12) 輸入品情報の輸出入管理公団（GOEIC）への登録に関する新規則

### 貿易産業省令 2016 年第 43 号に基づくエジプトへの物品輸入の GOEIC 登録の義務付け

エジプト貿易産業省は2016年1月16日、省令2016年第43号を発して、エジプトへの製品輸出の適格性を有する工場と企業の登録に関して定めた規則を修正した。

新省令は、エジプト及び／又は他国で登録されている商標の所有者がエジプトに特定の製品を輸出する場合には、エジプト輸出入管理公団（GOEIC）に工場及び／又は企業を登録することを義務付けている。

輸出を行う工場又は企業の登録にあたり、申請者は同省令で指定されたいくつかの書類を提出しなければならない。これには、実施している品質管理制度の認証取得証明書やエジプト又は他国での商標登録証明書などがある。

同省令は、GOEICへの工場又は企業の登録に期限を設定していない。しかし、輸入された製品は、登録済みの工場で製造されたものか、又は商標

所有企業から輸入したものでなければ引き渡すことができない。同省令は、修正の対象となる特定の製品のリストを提示している（下記の表参照）。

同省令は2016年3月15日に発効し、同省令に抵触する過去のすべての法規を置き換えるものである。

#### 登録工場で製造された場合にのみ輸入が認められる製品リスト

番号	製品	通関品目分類
1	小売用牛乳及び乳製品	通関品目分類: 品目04.01 - 04.02 - 04.03 - 04.05 - 04.06
2	小売用フルーツジャム及び乾燥フルーツ	通関品目分類: 第8章
3	小売用オイルと脂肪	通関品目分類: 第15章
4	砂糖菓子	通関品目分類: 17.04
5	小売用チョコレート及びココア含有食品	通関品目分類: 品目 18.06 以降
6	パスタ、シリアル加工食品、パン製品、菓子パン	通関品目分類: 19.02 - 19.04 - 19.05
7	小売用フルーツジュース	通関品目分類: 品目20.09以降
8	ナチュラル・ウォーター、ミネラル・ウォーター、炭酸水	通関品目分類: 22.01 ,22.02
9	化粧品、口及び歯の殺菌材、体臭防止剤、制汗剤、香水	通関品目分類: 3303 - 33.04 - 33.05 - 33.06 - 33.07
10	小売用石鹼及び洗剤	通関品目分類: 3401.11- 3401.19 - 3401.2090- 3401.30-3402.20- 3402.9090
11	台所用品及び食器	通関品目分類: 39.24 - 4419- 69.11- 69.12- 73.23-7418.10- 7615.10 - 8211.10 - 8211.91-82.15
12	浴槽、シャワー浴槽、シンク、洗面器、ビデ、便器、シート、カバー	通関品目分類: 3922.10- 3922.20- 69.10- 7324.10- 7324.21- 7324.29- 7418.20- 7508.9020-

番号	製品	通関品目分類
		7615.20
13	トイレット・ペーパー及びこれに類するペーパー、生理用ナプキン	通関品目分類: 9619- (4818.1090を除く)-48.18- 4803
14	家庭用耐火れんが、ブロック、タイル	通関品目分類: 6802.10- 6802.2110- 6802.9110-6904.40- 6810.19- 69.07- 6908
15	ガラス食器	通関品目分類: 70.13 A
16	鉄棒、鋼棒、ロッド	通関品目分類: 72.13- 72.14- 72.15
17	家庭用電気器具(ストーブ、揚げ鍋、エアコン、扇風機、食器洗器、ブレンダー、ヒーター)	通関品目分類: 73.21- 73.22- 8414.51-8415.10-8415.81-8415.82- 8415.83-8418.10- 8418.21- 8418.29- 8418.30- 8418.40- 8422.11- 8450.11- 8450.12- 8450.19- 8451.21- 8508.11- 8509.40- 8509.80- 8516.10- 8516.21-8516.32- 8516.32- 8516.40- 8516.50- 8516.60- 8516.71- 8516.72- 8516.79- 8527.12- 8527.13- 8527.19- 8527.91- 8527.92- 8527.99- 8528.71- 8528.7220- 8528.7290- 8528.73
18	H 家庭及び事務所用家具	通関品目分類: 9401.30- 9401.40- 9401.51- 9401.59- 9401.61 - 9401.69- 9401.7190- 9401.79- 9401.8090- 94.03 - 94.04
19	自転車、オートバイ及び補助モーターを備えたもの	通関品目分類: 87.11 ,87.12
20	腕時計	通関品目分類: 第91章以降
21	家庭用照明器具	通関品目分類: 9405.10- 9405.20- 9405.30- 9405.4090
22	玩具	通関品目分類: 95.03
23	繊維、衣服、カーペット、毛布、家具用布地	通関品目分類: 50.07- 51.11- 51.12- 5113- 52.08- 52.09- 52.10- 52.11-

番号	製品	通関品目分類
		52.12- 53.09-5311- 54.07- 5408- 55.12- 55.13- 55.14- 55.15- 55.16- 58.01- 58.02- 58.04- 58.05 - 58.09- 5810.1090- 5810.91- 5810.92- 5810.99 第60章 第 61 章 (6113.0010-6114.3010- 6115.10-6116.1010を除く) – 第62章 (6210.1010- 6210.2010- 6210.3010- 6210.4010- 6210.5010- 6211.3910- 6211.4910- 6212.2010- 6212.9010- 6216.0010-6217を除く). 第63章 (63.07を除く)
24	床用敷物	通関品目分類: 第57章 39.18- 4016.91
25	履物	通関品目分類: 64.01- 64.02- 64.03- 64.04- 64.05

**GOEIC への登録は下記条件を要する。**

**第 1:工場登録の必要書類:**

- 1- 工場の法的代表者、権限のある者又は代理人が作成した登録申請書
- 2- 工場の法的地位の証明書及び工場の営業許可証:

これは、工場所在国が発行した工場の法的地位の正式文書及び工場の営業許可の正式文書である。

- 3- 工場の製品とそのブランドのリスト

工場製品、その商標及びブランドを明示し工場自身が印刷用紙に印

刷した文書（ブランド、ロゴ、シンボル等）

#### 4- 知的財産権所有者自身から得たライセンスに従って製造された製品のブランドと商標

下記の3つのケースがある。

第1の場合: 工場が自己のブランドを所有している。

この場合、工場は商標権所有に関する公的機関発行の証明書を提出して商標の所有権を証明しなければならない。

第2の場合: 工場が自己のブランドを所有しているが、他の所有者が所有する他の商標の下で製品を製造している。

この場合、下記の3つの文書を提出しなければならない。

- 自己の商標の所有証明書.
- 商標の所有者から自己が発行を受けた使用許諾書。当該商標の所有者が当該商標の下で製造することを許諾したことを証明するもの。
- 商標所有権登録に関する公的機関発行の証明書。自己の商標所有権を証明するもの。

第3の場合: 工場が自己のブランドを所有しておらず、他の所有者が所有する他の商標の下で製品を製造している。この場合、下記の文書を提出しなければならない。

- 商標の所有者から工場が発行を受けた使用許諾書。当該商標の所有者が当該商標の下で製造することを工場に許諾したことを証明するもの。
  - 商標所有権登録に関するに関する公的機関発行の証明書。商標所有権を証明するもの。
- 5- 国際試験所認定協力機構 (ILAC)、国際認定フォーラム (IAF)又は貿易産業大臣が認定したエジプト若しくは外国の政府機関の認定機関が発行した品質管理システムの認証を工場が取得していることの証明書。

かかる証明書は、国際試験所認定協力機構 (ILAC)、国際認定フォーラム (IAF)又は貿易産業大臣が認定権を持つエジプト若しくは外国の政府機関の認定機関が発行した認証を制限することなく、当該工場が品質管理システムを適用していることを証明するものである。

上記のすべては 2016 年省令第 43 号第 2 条に基づくものであり、同条は次のように定めている。

「工場の法的代表者、かかる者から権限を付与された者又は代理人が提出する登録申請書には、下記の裏付文書を添付しなければならない。

- 工場の法人格及び工場に発行された使用許諾書
- 工場の製品とその商標のリスト
- 製品の商標及び商標所有者から使用許諾を得て製造した製品の商標

- 国際試験所認定協力機構 (ILAC) 、 国際認定フォーラム (IAF) 又は貿易・産業大臣が認定したエジプト若しくは外国の政府機関の認定機関が発行した品質管理システムの認証を工場が適用していることの証明書。」

## 第 2:企業の登録に必要な書類-商標所有者:

- 1- 工場の法的代表者、権限のある者又は代理人が作成した登録申請書。
- 2- 商標登録及びかかる商標の下で製造された製品の証明書。この場合、下記の文書を提出しなければならない。

-当該商標の下で製造された製品のリストを企業自身が紙に印刷した文書

-商標所有権登録に関する公的機関発行の証明書。商標所有権を証明するもの

- 3- 流通拠点を通じて当該標章を使用して製品を供給することを企業（標章所有者）が許可したことの証明書

この文書は、会社自体がその印刷用紙に印刷したリストであり、流通拠点、当該商標の下で製品を製造する工場、その所在地及び国籍が記載される。この文書にはまた、企業（商標所有者）がその商標の下での輸出入を拠点及び工場に許可したことも記載しなければならない。

注記: 企業（商標所有者）はエジプト内外のいずれの企業であって

もよい。

- 4- 国際試験所認定協力機構 (ILAC)、国際認定フォーラム (IAF)又は貿易・産業大臣が認定したエジプト若しくは外国の政府機関の認定機関が発行した品質管理システムを企業（商標所有者）が適用していることの証明書。

国際試験所認定協力機構 (ILAC)、国際認定フォーラム (IAF)又は貿易・産業大臣が認定権を持つエジプト若しくは外国の政府機関の認定機関が発行した認証を制限することなく、当該企業（商標所有者）又はその工場の1つが、当該企業（商標所有者）が品質管理システムを適用していることを証明する証明書を提出すること。

上記のすべては 2016 年省令第 43 号第 2 条に基づくものであり、同条は次のように定めている。

「商標の所有者、かかる者から権限を付与された者又は代理人が提出する登録申請書には、下記の証明文書を添付しなければならない。

- 商標登録及びかかる商標の下で製造された製品の証明書
- 流通拠点を通じて当該標章を使用して製品を供給することを企業（標章所有者）が許可したことの証明書
- 企業（商標所有者）が国際試験所認定協力機構 (ILAC)、国際認定フォーラム (IAF)又は貿易産業大臣が認定したエジプト若しくは外国の政府機関の認定機関が発行した品質管理システムを適用していることの証明

書]

提出が必要な上記のすべての文書は工場／企業の所在地の商事会議所の認証を得ていなければならない、工場／企業の所在地のエジプト領事館から認証書を取得して、認定翻訳業者のいずれかによるアラブ語の認証済み翻訳文を添付しなければならない。

#### **登録手続:**

- 1) 法廷代理人に委任状を交付する。かかる委任状は工場／企業の所在地の商事会議所の認証を得ていなければならない、工場／企業の所在地のエジプト領事館から認証書を取得していなければならない。
- 2) 利害関係者から上記文書を受領した後、GOEICによる有効性の確認を受ける。
- 3) GOEICで有効性が確認された文書について、認証及び翻訳の手続に進む。
- 4) 認証を受けた文書に正式翻訳文を添付してGOEICに提出し、手数料を支払う。
- 5) GOEICの検認手続の終了後、工場／会社の番号、リスト番号、決定番号を記載した決定書が発行される。

- 6) 工場／企業が登録され、利害関係者は登録証明書の発行をGOEICに申請できる。

### 登録手続の所要期間:

登録手続には期限は定められておらず、場合により異なるが、通常は約1ヶ月から2ヶ月である。

### 輸入される模倣品に対する異なった効果:

省令第 43/2016 号の定めによれば、税関は取引目的で輸入された特定の製品について、当該製品が輸出入管理公団（“GOEIC”）の登録簿に登録された工場で製造されたものでなければ、引き渡さない。

同省令は、エジプトに自己の製品を輸出しようとする商標所有者に、エジプトへの製品出荷を行う工場を登録することを義務付けている。

このようにして、省令 2016 年第 43 号は、模倣品のエジプト流入を防止している。

### 詳細説明

上記の省令に基づき、製品をエジプト市場に輸出する外国企業は輸出入管理公団（“GOEIC”）への登録が必要となった。GOEIC はエジプト国内の輸出入を監督する規制当局であり、流入する製品の品質と供給源を確保している。同省令は下記を対象とする。(i) 各製品を製造する外国企業（物品製造者）(ii) これらの製品に表示される商標を実際に所有する企業。それ

ぞれの企業は、同一ではないとしても、特定の文書を登録目的で GOEIC に提出して、特別登録簿への登録を受けなければならない。この登録要件に従わなかった場合には、輸入品は税関で差し止められ、かかる要件（省令第1条第2項）が満たされるまで、引き渡されない。

同省令の目的は消費者と商標所有者の双方を保護するため、エジプト市場に流入する模倣品から保護することにある。

登録されていない製造者又は商標所有者の製品はエジプトに輸入できない。

この定めは輸入を禁止するものと誤解されたが、そうではなく、重要でない物品又は必需品でない物品の輸入状況を規制するものである。こうすることで、商標模倣品を管理するための新たな方法が更に保証される。製造者と商標が登録されている者の製品のみが許可されるからである。

上記の省令と同時にエジプト中央銀行の一連の通達が出されており、この通達は、輸入取引への融資及び信用状発行を規制するものである。この戦略は、エジプト中央銀行が、十分な資金のない輸入者又は現在の経済状況からみて必要ではない物品の輸入による外国通貨移転を管理することを可能にしている。

### **13) 水際措置に関連する行政機関の連絡先**

#### **➤ 貿易産業省**

住所: 2 Latin America, Garden City, Cairo

ファックス: +202-227957487

電話: +202-227921178

電子メール: [mfti@mfti.gov.eg](mailto:mfti@mfti.gov.eg)

➤ エジプト税関:

住所: Extension of Ramsis Street, Nasr City, Ministry of Finance Building,  
Tower 3, Cairo, エジプト

ファックス: 2 02 23422280- 2 02 23422281

電話: 2 02 23422154- 2 02 23422153

電子メール: [info@customs.gov.eg](mailto:info@customs.gov.eg)

➤ 輸出入管理公団 (GOEIC)

住所: Headquarter: Nearby Cargo Village at Cairo Airport

ファックス: (+2)22676945

ホットライン: 19591 / フリーダイヤル: 08006667666

電子メール : [tsc@goeic.gov.eg](mailto:tsc@goeic.gov.eg) & [askadmin@goeic.gov.eg](mailto:askadmin@goeic.gov.eg)

➤ 海運局

住所: 4 Al Batalsa street, Bab Al Shareq, Alexandria

ファックス: 03 4842096

電話: 03 4842058 – 03 4869451

➤ エジプト通商代表部 (ECS)

住所: Extension of Ramsis Street, Nasr City, Ministry of Finance new Building, Tower 5 and 6, Cairo, エジプト

ファックス: 2 02 23421116

電話: 2 02 23424055

電子メール: [info@ecs.gov.eg](mailto:info@ecs.gov.eg)

➤ エジプト国際貿易ポイント (EITP)

住所: Extension of Ramsis Street, Nasr City, Ministry of Finance Building, Tower 6, 1<sup>st</sup> floor, Cairo, エジプト

ファックス: 2 02 23420926- 2 02 23420939

電話: 2 02 23420942- 2 02 23420943

電子メール: [main@tpegypt.gov.eg](mailto:main@tpegypt.gov.eg)

➤ 貿易研修センター (FTTC)

住所: 29 Markaz El Maalomat St., Masaken Sheraton, Heliopolis

ファックス: 2 02 22674320

電話: (+202) 2267 4315 / 42 / 90

電子メール: [info@ftceg.org](mailto:info@ftceg.org)

➤ 通商協定部(貿易産業省)

住所: Extension of Ramsis Street, Nasr City, Ministry of Finance Building,  
Tower 6, 9th Floor, Cairo, エジプト

ファックス: 2 02 342 1946

電話: 2 02 342 1950/1

電子メール: [tas@tas.gov.eg](mailto:tas@tas.gov.eg)

#### 14) 参考:

主要ウェブサイト:

[www.tas.gov.eg](http://www.tas.gov.eg)

[www.mfa.gov.eg](http://www.mfa.gov.eg)

[www.egyptjustice.com](http://www.egyptjustice.com)

[www.emdb.gov.eg](http://www.emdb.gov.eg)

[www.rspa.gov.eg](http://www.rspa.gov.eg)

[www.apa.gov.eg](http://www.apa.gov.eg)

[www.portsaid.gov.eg](http://www.portsaid.gov.eg)

[www.mti.gov.eg](http://www.mti.gov.eg)

[www.mof.gov.eg](http://www.mof.gov.eg)

[www.goeic.gov.eg](http://www.goeic.gov.eg)

[www.worldbank.org](http://www.worldbank.org)

[wits.worldbank.org](http://wits.worldbank.org)

[www.customs.gov.eg](http://www.customs.gov.eg)

[www.ecs.gov.eg](http://www.ecs.gov.eg)

[www.tpegypt.gov.eg](http://www.tpegypt.gov.eg)

[www.fttceg.org](http://www.fttceg.org)

<http://www.alexportic.net/>

<http://www.apa.gov.eg/>

<http://www.aict.com.eg/HP.aspx>

<http://www.psdports.org/>

[www.mts.gov.eg](http://www.mts.gov.eg)

[www.eams.gov.eg/](http://www.eams.gov.eg/)

<http://www.dpa.gov.eg/>

<http://www.dpworldsokhna.com/>

[www.gafinet.org](http://www.gafinet.org)

#### 関連法令:

- 2002 年法律第 82 号
- 1963 年関税法、法律 95/2005 号により修正
- 輸出入法第 118/1975 号
- 輸出入法第 118/1975 号を実施するための行政規則を定める貿易・産業省令第 770 /2005 号
- 法律 2008 年第 120 号
- 商法
- 貿易・産業省令 2016 年第 43 号
- 1966 年法律第 1 号

[特許庁委託事業]  
知的財産権侵害品に対する  
エジプトの水際措置に関する調査

2016年12月 発行

[作成協力]  
Talal Abu Ghazalah Legal (TAG-LEGAL Egypt)  
Member of Talal Abu-Ghazaleh Organization (TAG Org)

[発行・編集]  
独立行政法人 日本貿易振興機構  
ドバイ事務所  
知的財産権部  
TEL: +971-4-3880-601  
FAX: +971-4-3880-646  
E-Mail: [dubai\\_ipr@jetro.go.jp](mailto:dubai_ipr@jetro.go.jp)

本報告書は、日本貿易振興機構が2016年12月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことをあらかじめお断りします。